

令和5年度第9回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月26日（火）午後1時30分から午後2時55分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 3番 北田 和彦

4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

1番 川端 伸造

9番 谷川 聡志

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 1月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
局長補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

まず、丸谷会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、1番川端委員、9番谷川委員、推進委員の南坂委員、長谷川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては、丸谷会長、お願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、6番松井委員、7番三上委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。議案書の2ページにお進みください。

今回、3件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は3名、申請農地は牛山地係の畑362㎡でございます。贈与による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。2番につきましては、譲渡人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は同じく北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は3名、申請農地は北潟地係の畑971㎡、北潟地係の田1,455㎡、北潟地係の田1,972㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3番につきましては、譲渡人は2番と同じく北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は3名、申請農地は北潟地係の田716㎡、北潟地係の田2,283㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは次に、担当地区の説明ですが、番号1番につきましては1番川端委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

続いて、番号2番、3番につきまして、関連をしておりますので、続けて10番長谷川委員、お願いいたします。

10 番： 〇〇〇〇さんなのですが、以前違う方が耕作されてたんですけど、その者がちょっと面積を減らすということで、〇〇〇〇さんのほうと〇〇〇〇さんのほう、2番

と3番なのですが、買っていただくということでお話を聞きました。現地のほうも、私も近くで耕作しているので確認が取れたんで、譲受人2件とも耕作農家ということで、何も問題ないと思います。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

今回、案件としては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては田中々地系の1筆で、登記地目は畑、面積は372㎡でございます。場所は芦原橋から北東へ約400mの位置になります。用途につきましては個人用住宅でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に個人用住宅を建築したいとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連檐している区域に近接する10ha未満の区域内の農地のため、第2種農地と判断されるものでございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は集落に接続して設置される住宅のため、例外規定に該当し、許可は可能と判断されます。場所につきましては7ページ、計画図につきましては8ページから10ページをご覧ください。

続きまして、番号2番と3番につきましては、貸付人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名、借受人は国影の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては国影地系ほか1筆で、登記地目はいずれも畑、面積は合計993㎡でございます。用途につきましては事業用駐車場でございます。事由につきましては、譲受

人は賃借権を設定し、申請地にタクシーの駐車場を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設が存在する農地のため、第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。場所につきましては11ページ、計画図につきましては12ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず番号1番につきまして、6番松井委員、お願いいたします。

6 番： 宅地内の畑でありまして、何ら問題はないと思われまして、以上です。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号2番、3番につきましては1番川端委員ですが、本日欠席のため、先ほどの事務局の説明に代えさせていただきます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、10番長谷川委員に調査結果の報告をお願いいたします。

10 番： 本日午前9時より、松井委員、宮腰委員、事務局と私とで現地調査へ行ってきました。

1番は、松井さんも一緒に確認もしてもらってるんですが、宅地内なので何も問題がなかったです。

2番と3番につきましても、事業用駐車場というところで現地確認させてもらいまして、事務局説明どおり何ら問題はなかったです。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。14ページをご覧ください。

今回、案件としては3件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名でございます。申請の土地につきましては、堀江十楽地係ほか1筆で、面積は合計で404.77㎡、登記地目は全て田、現況は非農地でございます。場所は芦原小学校の北西約180mと230mの位置になります。事由につきましては、申請地は昭和44年まで田として利用されていましたが、同年に貸家が建築され、以後宅地として利用されています。また、ほか1筆については昭和32年まで田として利用されていましたが、同年より公営住宅敷地が整備され、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては15ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は小松市にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名でございます。申請の土地につきましては花乃杜一丁目地係で、面積は135㎡、登記地目は田、現況は非農地でございます。場所はビッグマート金津店跡の北東約100mの位置にあります。事由につきましては、申請地は昭和35年頃に住宅が建築され、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては16ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は上野にお住まいの〇〇〇〇さんほか2名でございます。申請の土地につきましては、前谷地係ほか2筆で、面積は合計で2,211㎡、登記地目は田と畑、現況はいずれも非農地でございます。場所はジャパンセントラルゴルフの敷地から、前谷地係が東へ約90m、笹岡地係が東へ約180mの位置になります。事由につきましては、前谷、笹岡のいずれの申請地も以前は田として利用されていましたが、周囲の山林原野化が進み、耕作が困難になったため耕作放棄され、以後山林原野化し現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。場所につきましては17ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番につきましては、6番松井委員、お願いいたします。

6番： 今日、朝、先ほど長谷川さんがおっしゃってましたように現地調査をしてまいっ

たんですが、50年ほど前の話ということで、本人との話のときも旧芦原町の町長印とかいろいろありましたので、現在に至ってるんですが、何ら問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。

続けて、番号2番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5 番： 現地は八幡神社の南側に位置するところで、もうそこら辺の周辺は全て住宅地になってまして、地目変更、問題ないと考えます。

以上です。

議 長： 続けて、番号3番につきまして、3番北田委員、お願いいたします。

3 番： この現地は以前耕作をしてたんですが、その方が亡くなって、その後は耕作してないということで、原野化になっているということが現状であります。ということで、この場所について問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。本件につきましても本日調査を行っておりますので、調査委員を代表して、10番長谷川委員、調査結果の報告をお願いいたします。

10 番： 現地調査結果、事務局の説明どおり、また農業委員さんの説明どおり、何ら問題ありませんでした。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。

5 番： 1番の件ですけれども、これは事由の中に公営住宅として整備されていたという記述がありますが、公営住宅を売る場合は土地の地目変更をしてからするという、そういうルールというのはないのでしょうか。

事務局： その当時の契約の状況とかがちょっと分からないので、具体的には何とも回答できないんですけれども、一度……

5 番： 現在はどうなん。

事務局： 現在ですか。現在……

5 番： 現在は公営住宅とか建てる場合は、地目変更、当然してからの話だと思うんですけど。

事務局： そちら辺は、地目登記の手続とかしてるのが監理課なので、そこに一度確認して、また返事させていただいてもよろしいでしょうか。

議長： ほかにご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。18ページにお進みください。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

19ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年12月28日木曜日でございます。借手は15人、貸手は37人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が80筆、21万1,297㎡、使用賃貸借が5筆、1万9,015㎡でございます。期間別内訳は、1年と2年の田が7筆、1万5,373㎡、畑が7筆、2万9,179㎡、4年、5年、6年の田が13筆、2万7,300㎡、畑が6筆、1万427㎡、10年の田が24筆、6万2,915㎡、畑が28筆、8万5,118㎡でございます。

20ページにお進みください。集落別内訳につきましては、井江葎の田が1筆、重義の田が2筆、中番の田が3筆、下番の田が9筆、北潟の畑が1筆、赤尾の畑が2筆、城の田が2筆、畑が4筆、城新田の畑が1筆、桑原の田が5筆、菅野の畑が7室、河原井手の田が2筆、中川の田が2筆、次郎丸の田が1筆、笹岡の田が1筆、熊坂の田が9筆、青ノ木の田が7筆、山室の畑が26筆でございます。利用権の移転につきましては7,554㎡ございました。所有権移転につきましてはございませんでした。

21ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。井江菫の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,500円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。重義の田2筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万5,000円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

3番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。中番の田3筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は米1俵相当額でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

22ページにまたがっております4番と5番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田9筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,525円または1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

6番と7番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の田2筆でございます。利用目的は麦、ソバ、大豆で賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

8番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。桑原の田5筆でございます。利用目的は水稲で使用賃借権の設定でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

23ページにお進みください。9番から11番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。河原井手の田2筆、中川の田2筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は、19番が2筆合わせて7万7,448円、10番が1筆で2,895円、11番が1筆で1万4,044円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

24ページにまたがっております12番と13番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。次郎丸の田1筆、笹岡の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、12番は市平均賃借料、13番は8,000円でございます。期間につきましては、12番は令和6年1月1日から令和15年12月31日まで、13番は令和6年1月1日から令和11年12月31日まででございます。再設定でございまして、

用水費は借主負担でございます。

14番から16番につきましては、借受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。熊坂の田9筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は7,500円、7,300円または5,200円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

25ページにお進みください。17番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。青ノ木の田7筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和6年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

18番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和6年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

19番と20番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

26ページにお進みください。21番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑1筆でございます。利用目的は麦、ソバ、大豆で賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

22番と23番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑3筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

24番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城新田の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和6年12月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

27ページにお進みください。27ページから31ページまでまたがっております25番から41番につきましては、借受人は坂井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。菅野の畑7筆、山室の畑26筆でございます。利用目的は牧草、野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、29ページの33番、こちらのみ令和6年1月1日から令和7年12月31日まで、そのほかは令和6年1

月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

31ページの42番につきましては、利用権の移転でございます。借受人は〇〇〇〇でございます。国影の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年1月1日から令和10年12月31日まででございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

14 番： 19番と20番なんだけど、〇〇〇〇さんという方は新規の方なんですか。果樹は何を作られますか。

事 務 局： 〇〇〇〇さんですけども、新規の就農の方として、ワイン用のブドウの栽培を計画しております。

議 長： ほかによろしいですか。

5 番： 23ページの12番のところに、賃借料は市平均賃貸料と書いてあるんですけど、これは農林課が出すんですか。それとも、借手の人が勝手に平均だというふうにして決めるんですか。

事 務 局： こちらは市の農業委員会のほうで、その前の年、1月から12月までの利用権設定で話のあった賃借料から平均を出したものになります。それは市の農業委員会の5月にもたしか報告させていただいてますし、あとホームページのほうでも公開してますので、そちらに公開しているものになります。

議 長： ほかにご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。

なお、番号4番から5番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係をしています。また、21番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係をしています。よって、まずそれらを除く1番から3番、6番から20番、22番から42番について採決をいたします。それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計

画について」、1番から3番、6番から20番、22番から42番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いいたします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号4番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

(〇番〇〇〇〇委員退席)

では、番号21番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。32ページにお進みください。

あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。

33ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年12月28日木曜日でございます。貸手は1人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が4筆、2万1,363㎡でございます。集落別内訳につきましては、河原井手の田が4筆でございます。

34ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1 番につきましては、河原井手の田 4 筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料は10 a 当たり 1 万1,200円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。35ページをお開きください。

今回、11件の届出がございました。

1 番の届出につきましては、大溝三丁目の畑 1 筆でございます。権利取得者は大溝三丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 8 月 30 日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2 番の届出につきましては、滝の田 6 筆、畑 3 筆でございます。権利取得者は滝にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 10 月 31 日で、相続による所有権の移転でございます。滝地系の田 4 筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

36ページにまたがっております 3 番の届出につきましては、滝の田 8 筆、畑 9 筆でございます。権利取得者は東京にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 7 月 23 日で、相続による所有権の移転でございます。滝地系の田 5 筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

4 番の届出につきましては、細呂木の田 4 筆、畑 2 筆でございます。権利取得者は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和 5 年 11 月 18 日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管

理するとのことでございます。

5番と6番の届出につきましては、北野の畑1筆でございます。権利取得者は大阪府にお住まいの〇〇〇〇さんと石川県にお住まいの〇〇〇〇さんで、それぞれ持分2分の1ずつの取得でございます。権利取得日は令和5年10月18日で、相続による所有権の移転でございます。近くに住む親類縁者の方が耕作するとのことでございます。

7番の届出につきましては、花乃杜五丁目の畑1筆でございます。権利取得者は市姫二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年11月29日で、自己管理するとのことでございます。

37ページにお進みください。8番の届出につきましては、布目の田6筆、畑2筆でございます。権利取得者は布目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年9月25日で、相続による所有権の移転でございます。布目地系の田1筆以外の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

9番の届出につきましては、牛ノ谷の田1筆でございます。権利取得者は牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年12月4日で、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのことでございます。

10番の届出につきましては、新の田2筆でございます。権利取得者は春宮二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年12月19日で、相続による所有権の移転でございます。新地系の田は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんが、新地系の田は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんが耕作するとのことでございます。

38ページにまたがっております11番の届出につきましては、田中々の田7筆、赤尾の田2筆、北潟の畑3筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成28年11月23日で、相続による所有権の移転でございます。田中々の田は〇〇〇〇さんが、赤尾の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報

告について」、ご説明いたします。39ページをお開きください。

今回、38件の届出がございました。

1番につきましては、二面の田1筆で、借人は〇〇〇〇でございます。借人の都合により解約するものでございます。

45ページまでまたがっております2番から38番につきましては、清間の田116筆、同じく清間の畑1筆で、借人は〇〇〇〇でございます。借人の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。

澤田推進委員： 〇〇〇〇の借人の都合で解約した後、これは誰が作るようになるんですか。

事務局： 〇〇〇〇が耕作を予定してまして、ただいまその契約の準備をしている段階になります。

議 長： ほかによろしいでしょうか。

〇〇〇〇はここに載ってるだけじゃないんですね。まだあるんですね。

事務局： 農業委員会のほうに届出があった契約に関しては、これらで全部になります。

議 長： よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご質問がありませんので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「1月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 1月の定例総会につきまして、1月26日金曜日午後1時半からとさせていただきますと思います。

議 長： ただいま1月の定例総会の日程の説明がありました。ご意見がありましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、1月の定例総会は1月26日金曜日午後1時30分から開催することにいたします。

◇ その他（2）

議長： 次に、その他（2）その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： 今ほど事務局から幾つかの説明がありました。ご質問、ご意見、ありましたら受けたいと思います。

辻下推進委員： 前段に言ってた研修旅行、1泊2日のやつね。これはいわゆる公費負担というふうに僕は認識してたんだけど。研修旅行で行く場合。今回の研修についてはどういう位置づけでやられるんですか。

事務局： 場所なんですけれども、丘陵地農業支援センターで行うというふうに聞いています。あわら市牛山ですかね。そちらのほうになりますので、現地に集合していただいて、現地解散にさせていただこうかなというふうに考えております。

費用とかは一切発生しないというふうに聞いておりますので、公費の負担もありませんし、皆さんの負担もないというふうに考えております。

辻下推進委員： あわら市の議会は行ってるんやの、11月に。今までは恒例で言うと、議会さんが行けばこっちも行くよという話で、僕、前回、農業委員してたんで、そういう話になったと思うんですよ。もうちょっと早い取組をすれば、我々だって公費の負担でいわゆる研修旅行に行くということができたんじゃないかなと。今になってそれを代替に充てて、一切公費の負担はしないよって。夜だけ自分たちの金で新年会してくださいねって、これはひどい都合でねえんかなというふうに思うんやけど、僕も農業委員になってこれで通算でいくと5年目かな、なってるけど、一回も研修旅行行ってないの。その間もコロナがあったしさ。だから、その辺はきちんと計画しとかなないと、片方は行けるのに、何でこっちが行いけないのやって話になりますから。

今回の研修についても、何かうまくやりながら、別にそんなところにかこつけんかって、嶺南でも研修に行って1泊して、昼からでも行ってちょこちょこっと研修して、みんなで戻ってくれば、懇親も深まるし、我々の負担としてもなくなるって話なれば、これが一番いいんじゃないかなと思うんやけど。これは私の意見ですけども、委員長のほうで何か取り計らいをいただけるとありがたいなと思います。

事務局： 議会と合わせて、議会のほうが行ったら農業委員会も行くというのは、実は初耳なんですけれども、向こうと合わせるというよりは、こちらはこちらで、向こうと目的とかも違いますので、一緒にするのはちょっと難しい、一緒と考えるのは難しいんですけれども、できれば10月や11月に研修に行きたいなというふうに考えていたんですけれども、11月は実は農業委員会大会と、あと福井地区農業委員会協議会の研修も入ってきたということで、それもコロナが明けたということで多分その時期に同時に入ってきたってなりますと、なかなかちょっと同じ時期にまた私どもの研修も入れるのは難しかったというのが事務局としては正直なところです。

辻下委員のお声も当然しかりというふうに考えておりますので、またそこは会長や事務局長とも相談して、調整ができる限り、何らかの形で実施したいなというふうには考えております。

議長： 今ほどのご意見でございます。いろんな考えがあろうかと思えますけれども、今日に至ってしまいましたので、今後そういったことを考えながら進めていきたいと思えますので、よろしいでしょうか。

辻下推進委員： ちなみに、総務委員会というのはいつ開催されたんですか。農業委員会の総務委員会。

事務局： この件につきましては総務委員会のほうは開いておりません。

辻下推進委員： ほかの件では開いとる？この件ではやってないということは、ほかの件では開いてるということ？

事務局： ごめんなさい。もう一度お願いします。

辻下推進委員： この件では総務委員会は開いてないって話なんで。だって、総務委員会1回も開かんとけば、そんなん当然議題も出てこないし、そういう話も出てこないと思うんで。この件以外の総務委員会というのはいつ開かれてるんですか。

事務局： 今年は開いてないですね。去年は開催したと思うんですけども、今年はまだ開いてないですね。

辻下推進委員： ということなれば、結果的に研修旅行に対しての手續というのは一切してないってこと？ 本来的には総務委員会の中で付託をかけて、するかしないか。まず

7月とか8月とかそういうような時期に一遍話をして、それで議会が行くか行かんかというのは、僕は前回の農業委員したときにそういう話が出て、毎年やってたような覚えがありますよ。コロナが最盛期になったときは別にして。ただ、そういう報告もこの農業委員会には話はないし。だから、突如議会さん11月にやったよって議会のほうから話聞いてさ、こっちには一切話がないなっていうんで、今日初めてその話を聞いて、勝手に事務局の中で、会長含めてご存じかもしれませんが、やっといてね、ほんで、できませんよって言ったって、いや、話はちょっと筋が違うやろうと、当然。時期がないから、今頃の時期に提案だけして、できません、はい、さようならって、それではあなたたちの手続上の問題のほうがすごく多くって、立場が違うでしょうと私は思います。会長きっちり聞いてればそれでいいですけども、どうですか会長。

議長： 県外研修の話はもう3年に一度の話だろうというふうに僕は認識をしてたんですけども。毎年じゃなくして。違いますか。

澤田推進委員： 1年目は県内の研修で、2年目に県外研修して、3年目に最後にお別れ会か何かだった。

議長： ごめんなさい。ほったら僕の認識が違ったんやね。僕はそういう思いをしてたもんですから、そんなに頭には入ってなくて。

辻下推進委員： 時期的には取り戻されんので、今頃幾ら言ったってどうもならんけど、ただ、手続も何も踏まんといてやってくというのは、ちょっと筋が違うんじゃないかというふうに僕は一応申し上げときます。

議長： 今の話ですけど、今は平成5年。6年度でそういったことを実施してもおかしくないかなと。7年度が最後ですので、最後にお別れ会という形でもいいのかなという思いはしてますけども。

私どもの任期は7年、再来年の6月までが任期ですので、それでお別れ会は7年度だろうと思います。7年に行うもんだらうと。ですから、6年度に研修を予定すればいいのかなという思いはありますけど、どうでしょうか。

辻下推進委員： 役所の会計年度って4月から3月までやが。6年度は来年の3月までにせんと。7年度の話でいくと、最終年度は確かに我々はあれやけど、7年の予算にはつけてくれよ、ほんなら、当然。3か月しかない、そんな任期の中に。役所がそんな予算つけてくれん。

議 長： 通常7年の6月までの任期ですので、それはそういう配慮があると思いますけど。

事 務 局： 来年も県外研修、予算要求は実はしてありまして、まだ通ってはいない、要求だけしている状況なので、最終的に予算がつくかどうかというのは3月議会後でないと確定はしないんですけれども、来年度にまた県外研修は一応企画する予定ではあります。

辻下委員のおっしゃることもごもっともというふうに。総務委員会を開いて、皆さん、総務委員会さんの同意を得て、会長と事務局長と相談してすべきだったなというふうに考えております。申し訳ございませんでした。

3 番： 1点ちょっと確認というか、教えていただきたいんですが、報酬の旅行積立というのは何に使うんですか。

事 務 局： 任期が切れるときに、皆さんで最後にお別れ旅行という、名前はちょっと違うかも知れないんですけれども、そういった任期が切れたときに皆さんで最後に旅行に例年行かれてるようです。そのための積立で。令和7年の6月いっぱい皆さん任期が切れると思うので、その切れた後に皆さんで旅行に行くというふうに予定していて、積立ををしているということです。

3 番： ということは、農業委員だけでみんな行くという話ですか、これ。事務局とかは関係なくて、農業委員だけで行くというような形ですか。僕も分からないので聞いてるだけで。

事 務 局： 事務局は一人二人、随行でお世話するじゃないんですけど、同行はしているようです。

議 長： ただいまの話は、僕もそういったことは経験ないんですけども、農業委員さんになられて任期を全うするときに、最終的にお別れ旅行というんですか、お別れ会というんですか、そういったものを例年ずっとやられてきてたそうです。ですから、そういった目的で積立ををしているということでございます。ですから、僕も参加したことがないので、費用がどれぐらいかかったかも分かりませんし、昔は海外までも行ってみたいには聞いてはおりますけど。

ただいまの県外視察ですけども、もうこの時期になりましたので、6年度でそういったものを計画して、実際行っていこうというふうにやりたいと思いますので、この辺でいかがでしょうか。7年になりますと、もう皆さん任期が来ますので、6

月か7月か分かりませんが、お別れの旅行というような形になるかと思
います。

そういったことでどうでしょうか。ご意見あれば承りたいと思います。どう
でしょうか。

(質問、意見なし)

うちも百姓してますので、皆さんも同じだろうと思いますけど、では、いつ頃実
施するのが一番いい時期なのかなというのなかなか決めかねてはいるんですけ
ども、どうでしょうか。時期的なものですけど。やはり10月か11月頃になっ
てしまうのかなという気はしますけれど。どんなものでしょうか。もしいろ
んなご意見あれば、承りたいと思います。

- 4 番： 令和6年度で10月、11月にやろうとしても、ちょっと都合の悪い方は行けない。
予定が入ってる場合というのがあると思います。そういう人たちは省いて、行け
ないというのはもうご勘弁していただくというような格好でよろしいでしょうか。

議 長： そうですね。強制ではないと思いますので、できれば全員参加が一番望ましいと
思いますけれども、そうはいきませんので、参加できる方が参加していただくと。

- 4 番： だから、日曜日とか土曜日とか、普通の日やろうと思うんですけども、勤めて
る方はちょっと無理やろうと思います。だから、私も来年、村の役員になってます
んで、行事がいろいろとちょっと増えていくんで、強制的ではないということですね。
分かりました。

議 長： どうでしょうか。時期的なものもありますので、なかなかこの日ということは決
められんと思いますけれども、多分秋過ぎの頃かなというような思いはして
ますけれども、そういうことでまた計画をさせていただきたいと思います。

ほかにご意見ありましたら、承りたいと思います。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

では、先ほど事務局申しましたとおり、2月の8日の農業委員会の研修会につ
きましては、皆さんのご参加をいただきたいなというふうに思いますので、
また、その後、新年会も予定をしているということですので、併せて参加
いただきますようお願い申し上げたいと思います。

ほかにご意見ありましたら、承りたいと思います。

せっかくの機会です。ほかのことも構いませんので、ご意見あれば承
りたいと思います。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、今日の会議はこれで閉じたいと思います。どうもご苦労さまでございました。よいお年をお迎えいただきますように。

令和5年12月26日

議 長

委 員

委 員